

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

表紙 保護の宣言

I～VIの記載の結果、評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える恐れのあるリスクを認識し、想定されるリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言する。

I 基本情報

主な記載項目	概要
事務の名称	住民基本台帳に関する事務
システムの名称	1 住民記録システム（住記システム） 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 証明書コンビニ交付システム 4 中間サーバー・プラットフォーム 5 情報連携プラットフォーム
特定個人情報ファイル	1 住民基本台帳ファイル 2 本人確認情報ファイル 3 送付先情報ファイル
個人番号を利用する法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第7条、第16条、第17条 2 住民基本台帳法（住基法） 第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、 第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、 第30条の10、第30条の12

II 特定個人情報ファイルの概要

1 住民基本台帳ファイル	
主な記載項目	概要
主な記録項目	個人番号、その他識別情報（宛名番号）、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報、カード取得情報等
使用目的	住基法に基づき、住民基本台帳への記載を行う。
2 本人確認情報ファイル	
主な記録項目	個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報
使用目的	住民基本台帳ネットワークを通じて全国共通の本人確認を行う目的で、当区の住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため。
3 送付先情報ファイル	
主な記録項目	個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報、個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報等
使用目的	法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う地方公共団体情報システム機構に対し、個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先情報を提供するため。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

1 住民基本台帳ファイル

主な記載項目	概要
(1) 特定個人情報の入手について	住民基本台帳に関する事務に係る届出または通知された都度入手する。 <リスク対策> ・ 連携するシステムを限定する。 ・ 個人番号カード等の身分証明書による本人確認を行う。 ・ 複数人によるシステム入力内容の確認等を行う。 等
(2) 特定個人情報の使用について	住民基本台帳への記載、証明書への記載等で使用する。 <リスク対策> ・ システムの利用の際には、個別ID・パスワードでの認証を行う。 ・ システムを操作した履歴（操作ログ）を記録している。 ・ 職員に対しては、セキュリティに関する研修を行っている。 等
(3) ファイル取扱いの委託について	戸籍住民課窓口等業務委託、郵送請求住民票等交付業務委託、住民記録システムの保守委託、住民記録システムのシステム運用業務委託 <リスク対策> ・ 機密保持契約として、第三者への提供、開示、漏えいの禁止、目的外利用の禁止、無断複製の禁止等を定め、委託業務における安全管理措置を徹底する。
(4) 特定個人情報の提供及び移転について	番号法に基づき特定個人情報を利用することができる業務に対し、特定個人情報の提供もしくは移転を行う。 <リスク対策> ・ 特定のサーバー間通信に限定した運用をする。 ・ 連携時のログを全て取得する。 等
(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続について	<リスク対策> ・ 特定個人情報の提供が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。 ・ 中間サーバー・プラットフォームへの処理要求のログを記録する。 ・ ログから、不正な提供が行われていないことを適宜確認する。 等
(6) 特定個人情報の保管及び消去について	<リスク対策> ・ 特定個人情報を保管するサーバーへの入退室管理を行う。 ・ 特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。 等 <消去> ・ 保存年限を過ぎたデータは削除する。 ・ 帳票の廃棄については、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを確認する。

2 本人確認情報ファイル

主な記載項目	概要
(1) 特定個人情報の入手について	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。 <リスク対策> ・ 情報の入手元を住記システムに限定する。 ・ 個人番号カード等の身分証明書による本人確認を行う。 等

(2) 特定個人情報の使用について	住民基本台帳ネットワークを通じて全国共通の本人確認を行うため使用する。 <リスク対策> ・連携するシステムを限定する。 ・システムの操作者の生体認証を実施する。 ・操作ログの記録を行う。 等
(3) ファイル取扱いの委託について	住基ネットコミュニケーションサーバーの保守委託、住基ネットコミュニケーションサーバーのシステム運用業務委託 <リスク対策> ・機密保持契約として、第三者への提供、開示、漏えいの禁止、目的外利用の禁止、無断複製の禁止等を定め、委託業務における安全管理措置を徹底する。
(4) 特定個人情報の提供及び移転について	番号法に基づき特定個人情報を利用することができる業務に対し、特定個人情報の提供もしくは移転を行う。 <リスク対策> ・提供は、都道府県サーバーと足立区CS間にのみに限定しており、システム間で相互認証する。 ・提供記録は全て記録する。 等
(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続について	接続しない。
(6) 特定個人情報の保管及び消去について	<リスク対策> ・特定個人情報を保管するサーバーへの入退室管理を行う。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。 等 <消去> ・保存年限を過ぎたデータは削除する。 ・帳票の廃棄については、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを確認する。

3 送付先情報ファイル

主な記載項目	概要
(1) 特定個人情報の入手について	新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。 <リスク対策> ・情報の入手元を住記システムに限定する。 ・個人番号カード等の身分証明書による本人確認を行う。 等
(2) 特定個人情報の使用について	個人番号通知書類及び個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード等の送付先情報を提供するため使用する。 <リスク対策> ・連携するシステムを限定する。 ・システムの操作者の生体認証を実施する。 ・操作ログの記録を行う。 等
(3) ファイル取扱いの委託について	住基ネットコミュニケーションサーバーの保守委託、住基ネットコミュニケーションサーバーのシステム運用業務委託 <リスク対策> ・機密保持契約として、第三者への提供、開示、漏えいの禁止、目的外利用の禁止、無断複製の禁止等を定め、委託業務における安全管理措置を徹底する。
(4) 特定個人情報の提供及び移転について	番号法に基づき特定個人情報を利用することができる業務に対し、特定個人情報の提供もしくは移転を行う。 <リスク対策> ・提供は、都道府県サーバーと足立区CS間にのみに限定しており、システム間で相互認証する。 ・提供記録は全て記録する。 等
(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続について	接続しない。

(6) 特定個人情報の保管及び消去について	<p><リスク対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバーへの入退室管理を行う。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。等 <p><消去></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存年限を過ぎたデータは削除する。 ・帳票の廃棄については、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを確認する。
IV その他のリスク対策	
<p>主な記載項目</p> <p>自己点検・監査</p>	<p>概要</p> <p>【自己点検】</p> <p><足立区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <p>【監査】</p> <p><足立区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全項目評価書の記載内容について、個人情報保護委員会が発行するガイドラインに基づき、定期的に外部監査を実施する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
<p>従業員に対する教育・啓発</p>	<p><足立区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修等を実施する。 ・事業者には、事業の従事者に対し、委託契約の仕様に個人情報保護や情報セキュリティに関する教育又は研修の実施を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。
V 開示請求、問合せ	
<p>主な記載項目</p>	<p>概要</p>
<p>開示請求</p>	<p>足立区政策経営部区政情報課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5225</p>
<p>問合せ先（評価実施機関）</p>	<p>足立区区民部戸籍住民課 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5724</p>
VI 評価実施手続	
<p>主な記載項目</p>	<p>概要</p>
<p>しきい値判断結果</p>	<p>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p>
<p>国民・住民等からの意見の聴取</p>	<p>令和3年11月1日から令和3年11月30日まで</p>